

令和5年12月25日

豊川市政記者クラブ 各位

令和5年12月25日付

消防職員の懲戒処分等について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、「豊川市職員の懲戒処分等の指針」に基づきまして公表します。

記

- 1 所属及び階級 消防署東分署 消防士
- 2 氏名及び年齢 米倉僚哉 25歳
- 3 処分内容 懲戒免職
- 4 処分理由

(1) 事案概要

当該職員は、令和5年2月10日（金）職場同僚を欺き、金融機関で発行させたローンカードを騙し取り（詐欺罪）、本カード及びスマートフォン端末から金融機関の専用アプリを利用して、コンビニエンスストアに設置される現金自動預払機で、合計23回にわたり、不正に現金273万円を引き出し窃取した。（窃盗罪）

このことにより、詐欺・窃盗容疑で9月21日（木）、豊川警察署に逮捕・勾留され、10月11日（水）に起訴された。

その後、11月28日（火）第1回公判により、詐欺及び窃盗罪における起訴内容を認めたため、懲戒処分に至ったもの。

(2) 処分理由

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、地方公務員法第29条第1項第1号「法律に反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するもの。

5 処分年月日

令和5年12月25日

6 管理監督者の責任

同日付けで、所属長は文書による訓告、消防署長は口頭による厳重注意

7 今後の対応及び再発防止

公務内外において、高い倫理観が求められていることを所属職員に周知徹底するとともに、全職員対象の研修を行い、公務員としての使命、社会的責任、高い倫理観について深く認識させ、再発防止に向けて組織を挙げて取り組む。



8 消防長コメント

本市消防職員による大変身勝手に悪質な行為である詐欺及び窃盗事件において、市民の皆様のご信頼を著しく失墜させる事態となり、深くお詫び申し上げます。

この事実を厳粛に受け止め、二度とこのようなことを起こさないよう、職員一同が全体の奉仕者として強い自覚と責任感を持って職務を遂行するよう厳格に指導し、市民の皆様のご信頼回復に努めてまいります。

【お問合せ先】

豊川市消防本部総務課 担当：小林・永井

TEL：0533-89-9516

E-mail：shobosomu@city.toyokawa.lg.jp